

## <自治会活動(コミュニティ)保険>

### ○自治会活動（コミュニティ）保険とは

区・町内会・自治会、学区体育振興会、地区社会福祉協議会、コミュニティ推進協議会（以下「コミュニティ」といいます）が、区・町内会・自治会活動の一環として活動中に偶然に発生した事故を救済する保険制度で、傷害、傷害見舞費用、賠償責任保険からなっています。コミュニティ活動への参加、春日井市の「コミュニティづくり」への寄与、社会の健全な発展の側面援助などを目的としています。

なお、保険の契約手続きや保険料の払込等については市が一括して行っていますので、各団体による申し込み等は不要です。

※区・町内会・自治会活動の一環とは、区・町内会・自治会が主体となって実施した活動のほか、区・町内会・自治会として参加した活動のことをいいます。

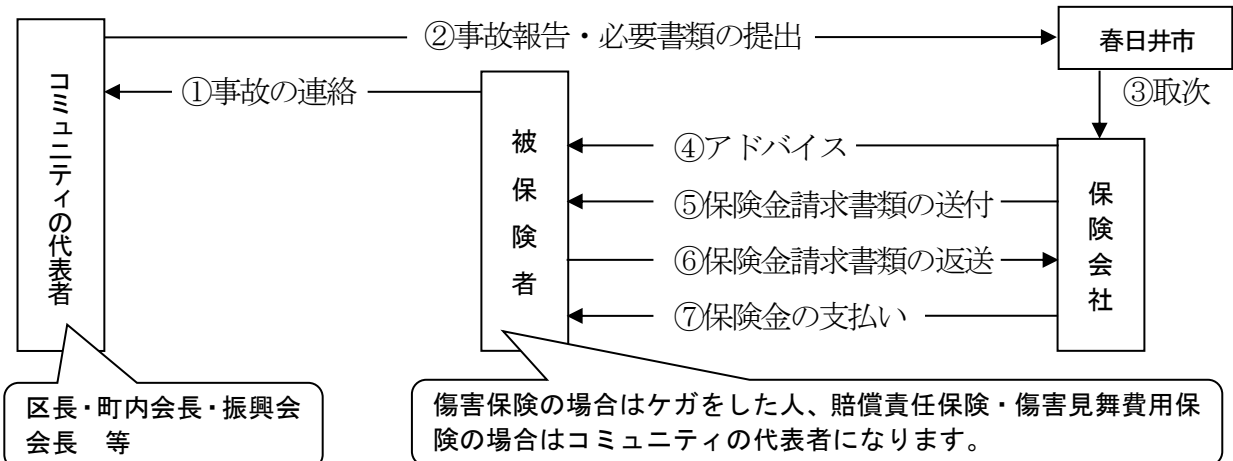
### ○事故が起きたら

コミュニティの代表者から、右記の内容の事故報告と必要書類の提出を速やかにお願います。

※事故発生日から 30 日以内に報告と書類の提出がない場合、保険金の支払いができなくなる場合があります。

連絡先	市民生活課 コミュニティ担当
いつ	事故が発生した日及び時間
どこで	事故が発生した場所（施設名等）
だれが	〔傷害の場合〕 事故に遭われた方の氏名、住所、電話番号、年齢 〔物損の場合〕 事故を起こした方の氏名、住所、電話番号、年齢 ※未成年の場合は、世帯主の方の氏名等も必要です。
どうして	どのような状況で事故に至ったか、できるだけ詳しく
どうなった	事故の被害状況について、できるだけ詳しく （けがをした部位、通院した病院名、破損した物の状態、所有者など） ※物損の場合は、証明のため写真を撮っておいてください。
必要書類	当該活動が掲載された区・町内会・自治会の事業計画 〔事業計画がない場合〕 当該活動が区・町内会・自治会活動の一環であることを証する書類

### ○手続きの流れ



## ○保険制度の内容

### ①傷害保険

コミュニティの役員や住民が、コミュニティ活動中に「急激かつ偶然な外来の事故」によってケガをしたり死亡した場合に適用されます。

<例>・町内のバレーボール大会でアキレス腱を切った。

- ・町内の運動会で熱中症にかかり入院した。
- ・台風の際、町内巡回中に転倒して骨折した。  
※地震の場合は適用外です。
- ・町内の会合へ行く途中、交通事故に遭った。  
※交通事故の場合、本人の傷害保険のみ対象です。  
(相手の傷害及び物損は対象外)

〈保険金額〉1名につき

死亡	200万円
後遺障害	6万円～200万円
入院(日額/180日まで)	2,000円
通院(日額/90日まで)	1,000円

※入通院合算して180日まで

### ②傷害見舞費用保険

コミュニティ活動に参加依頼した人や住民の親族で他地域に住んでいる人が、コミュニティ活動参加中にケガをして入院したり、後遺障害が生じた場合または死亡した場合に適用されます。

- <例>・町内の運動会に招待した来賓が、突風で倒れたテントの下敷きになり、入院した。
- ・盆踊りに招待した来賓が、舞台から落ち後遺障害を伴うケガをした。

〈保険金額〉1名につき

死亡	10万円
後遺障害	3,000円～10万円
入院 31日以上	2万円
15日～30日まで	1万円
8日～14日まで	5,000円

### ③賠償責任保険

コミュニティ活動がもとで第三者にケガをさせたり、財産に損害を与え、コミュニティ及び役員が法律上の賠償責任を負った場合に適用されます。

※自動車事故は対象外です。

<例>・草刈機が石を跳ね、近くの家ガラスを割った。(※)

- ・町内会の防災訓練で炊き出しを行った際、参加者が食中毒にかかった。

〈保険金額〉1事故につき

1億円まで

※草刈機を使用する際に刃の回転により小石などが飛散し、民家のガラスや車の窓ガラスを割る事故が増えています。必ずネットを張る等の安全対策をしてください。  
※市・公園緑地課の委託を受けて町内会が行った地元除草・清掃作業中に発生した事故については、公園緑地課の保険の対象になります。詳しくは公園緑地課(☎85-6284)へお問い合わせください。

問い合わせ/市民生活課(☎85-6617)